

○神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）新旧対照表

新	旧
<p>(大規模店舗の屋外への出口)</p> <p>第28条 大規模店舗の避難階においては、避難階段又は特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（<u>政令第112条第19項</u>の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ。）で区画した場合</p>	<p>(大規模店舗の屋外への出口)</p> <p>第28条 大規模店舗の避難階においては、避難階段又は特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（<u>政令第112条第18項</u>の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ。）で区画した場合</p>